

第43回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社アイドマーケティングコミュニケーション

証券コード 9466

昨年に引き続き、株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜われますよう宜しくお願い申し上げます。

- ・本株主総会にご出席の株主様は、開催日当日における新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜われますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会での議決権行使は書面による方法もございますので、書面で議決権行使いただくことも併せてご検討のほど宜しくお願い申し上げます。
- ・当社役員につきまして、感染拡大リスクの低減の観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席やオンライン等による出席とさせていただきます可能性があります。



2022年6月28日（火曜日）午前10時



富山県富山市大手町1番2号

富山国際会議場

2階 多目的会議室

議案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 定款一部変更の件

目次

| | |
|-----------------|----|
| 第43回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 2 |
| 連結計算書類 | 20 |
| 計算書類 | 32 |
| 監査報告 | 41 |
| 株主総会参考書類 | 47 |

(証券コード 9466)

2022年6月6日

株 主 各 位

富山県富山市豊田町一丁目3番31号
株式会社アイドマーケティングコミュニケーション
代表取締役 蛸 谷 貴

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 富山県富山市大手町1番2号 富山国際会議場 2階 多目的会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。) ※新型コロナウイルス感染症の影響により、会場が使用できなくなる場合には、開催場所を変更する可能性があります。決定次第、当社ウェブサイト（ https://www.e-aidma.co.jp/ ）にてご案内いたします。株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項 報告事項 | 1. 第43期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第43期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.e-aidma.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症拡大が収まらず、経済活動が制限されるなど厳しい状況が継続し、先行きは不透明な状況となりました。

当社グループの主たるクライアントである流通小売業界においては、緊急事態宣言の解除後も一部地域では、まん延防止等重点措置がとられテレワークの継続など消費者の購買行動の変化に伴い広告をはじめとする積極的な販売促進活動には至っておらず、依然、自粛傾向が続いており当社グループの経営環境は厳しい状況となっております。

そのような状況の中、当社グループにおいては、従来の販促支援に流通小売業界のデジタルシフトに対応すべく、電子棚札・デジタルサイネージ・アプリも含めたオールメディアプロモーション支援の営業展開と、前連結会計年度からの事業構造改善を推進し、収益向上の取組みに関して一定の成果が出始めており、引き続き営業活動に注力してまいります。

当社グループでは、流通小売企業向けの販促支援先の拡販とデジタルトランスフォーメーションの進展によるニーズの高まりから、小売店内業務の省力化や将来を見据えた販売促進の変革、IoT化等の課題に対して、従来の販促支援と連携させた電子棚札・デジタルサイネージ・アプリソリューションの需要が拡大していくと考えており、今後も営業展開を進めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,117,062千円（前期比0.3%増）、営業利益は233,782千円（前期比9.8%増）、経常利益は286,820千円（前期比15.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は62,610千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、36,007千円であります。

その主なものは、ソフトウェアに係る投資や生産性の向上及び省力化を目的としたPC機器等の取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

| 区分                                      | 第40期<br>2019年3月期 | 第41期<br>2020年3月期 | 第42期<br>2021年3月期 | 第43期<br>(当連結会計年度)<br>2022年3月期 |
|-----------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                                 | 8,593,534        | 9,372,784        | 6,095,742        | 6,117,062                     |
| 経常利益(千円)                                | 1,009,235        | 767,491          | 249,050          | 286,820                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) | 651,657          | 543,649          | △414,923         | 62,610                        |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)            | 48.20            | 40.21            | △31.59           | 4.79                          |
| 総資産(千円)                                 | 6,141,996        | 5,992,903        | 4,977,277        | 4,771,218                     |
| 純資産(千円)                                 | 3,869,231        | 4,012,154        | 3,256,425        | 3,196,883                     |

(注)1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金      | 当社の<br>議決権<br>比率 | 主要な事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|----------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株)ニューフォリア        | 50,000千円 | 100%             | <ul style="list-style-type: none"><li>・WEBアプリケーション開発、システムインテグレーションの提供</li><li>・アプリ開発、IoTソリューションの提供</li><li>・コンテンツ運用、サーバー構築・保守・管理</li><li>・アプリ開発支援プラットフォーム「アプリカン」の提供</li><li>・電子スタンプソリューションの提供</li><li>・デジタルサイネージ向けコンテンツ開発及びコンサルティングの提供</li><li>・デジタルサイネージコンテンツプラットフォーム「infoPlug」提供</li></ul> |
| (株)ジャム・コミュニケーションズ | 3,000千円  | 100%             | <ul style="list-style-type: none"><li>・小売業の販売促進に関わるマーケティング・企画制作、広告宣伝、CI（コーポレート・アイデンティティ）・VI（ビジュアル・アイデンティティ）の企画制作</li></ul>                                                                                                                                                                   |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが今後さらなる成長と発展を遂げるためには、より有効かつ一貫したソリューションをより幅広い層のクライアントに提供していくこと及び事業活動を通じてお客様や社会の課題を解決するE S G経営に取り組む必要があり、その実現のために以下の経営課題にE S Gの理念をもって取り組んでまいります。

##### ①自社サービスの強化

当社が提供している流通小売業に対する販売促進支援サービスを強化するためには、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもクライアントの売上、利幅の改善や効率化に役立つサービスの提供をする必要があります。

このため、流通小売業に対する販売促進支援サービスについて、グループ会社の活用、マーケティングチームの拡充やインターネット技術等を活用したマーケティング分析をより一層強化することにより、当社サービスのさらなる強化を図ってまいります。

##### ②新サービス等への投資

当社がさらなる事業拡大を図るためには、既存サービスとシナジー効果のある営業領域等へ進出することが必要であると考えております。

このため、コストベネフィットを意識したうえで、新サービス等への投資活動を積極的に展開してまいります。

##### ③優秀な人材の確保と育成

当社のさらなる成長のためには、優秀な人材の確保及び育成が不可欠であると認識しております。人材の多様性を重視したうえで、新卒・中途採用の強化を行い、継続的な人材の育成を図ってまいります。

##### ④内部管理体制の強化

当社グループは、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の維持・強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の標準化と業務効率の向上、並びに法令遵守の徹底を図るとともに、内部監査の実施等により内部管理体制の実効性を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、食品スーパーマーケットやドラッグストアを始めとする流通小売業への販売促進に関わる企画・提案・デザイン・販促物の制作までをトータルでサポートするサービス（以下「統合型販促支援事業」といいます。）を主たる事業内容としております。

統合型販促支援事業は、当社がクライアントの要請に応じてデータ分析やリサーチに基づくマーケティング戦略と具体的なプロモーション企画を提供し、折込広告やウェブサイト、スマートフォンサービスなど制作物のデザイン・制作支援までをワンストップで行うサービスを主な業務としております。

(6) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

| 区分  |           | 場所                                                                |
|-----|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 当社  | 本社        | 富山県富山市豊田町一丁目3番31号                                                 |
|     | 営業所<br>支局 | 東京都港区、東京都台東区、会津若松市、宇都宮市、昭島市、取手市、長野市、多治見市、新潟市、掛川市、高松市、福岡市、鹿児島市、那覇市 |
| 子会社 | 国内        | (株)ニューフォリア（東京都渋谷区）<br>(株)ジャム・コミュニケーションズ（福岡県福岡市）                   |

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 221名 | 35名減少       |

②当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 174名 | 20名減少     | 37.9歳 | 9.6年   |

(注) 1. 使用人数には、パートタイマー等を含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 190,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 166,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 125,716千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 48,480,000株
- ②発行済株式の総数 13,520,000株
- ③株主数 4,130名
- ④大株主 (上位10名)

| 株主名                   | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------------|------------|--------|
| ㈱シュリンプバレー             | 5,449,200株 | 41.66% |
| 蛸谷 貴                  | 2,851,800株 | 21.80% |
| 日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口) | 511,300株   | 3.91%  |
| 岡元 信                  | 142,000株   | 1.09%  |
| 桑原 由治                 | 140,300株   | 1.07%  |
| アイドマ社員持株会             | 133,500株   | 1.02%  |
| 長澤 秀幸                 | 121,900株   | 0.93%  |
| ㈱パローホールディングス          | 121,200株   | 0.93%  |
| 古瀬 泰三                 | 80,000株    | 0.61%  |
| 蛸谷 悦子                 | 77,600株    | 0.59%  |

- ⑤その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2017年7月18日開催の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である木林實氏に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、2017年8月3日に付与いたしました。

|                        |                                                                                                                                                                     |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数                | 5,000個                                                                                                                                                              |
| 新株予約権と引換えに払い込む金銭       | 7,500,000円 (新株予約権 1個当たり1,500円)                                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式500,000株 (新株予約権 1個につき100株)                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり732円                                                                                                                                                           |
| 新株予約権を行使することができる期間     | 2019年7月1日から2022年8月2日まで                                                                                                                                              |
| 増加する資本金及び資本準備金         | 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限       | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。                                                                                                                        |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>新株予約権の行使の条件</p> | <p>①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」といいます。）のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>②受益者は、2019年3月期または2020年3月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）における経常利益が、下記（a）または（b）に掲げる各金額を超過した場合、各受益者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数（以下、「行使可能割合」といいます。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当該指標に相当する指標で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算の結果、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた数とする。</p> <p>（a）2019年3月期の経常利益が1,000百万円を超過した場合<br/>行使可能割合: 50%</p> <p>（b）2020年3月期の経常利益が1,200百万円を超過した場合<br/>行使可能割合: 100%</p> <p>③受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④受益者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> |
| <p>新株予約権の割当日</p>   | <p>2017年8月3日</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 会社における<br>地 位 | 氏名        | 担当及び重要な兼職の状況                         |
|---------------|-----------|--------------------------------------|
| 代表取締役社長       | 蛸 谷 貴     | 株式会社シュリンプバレー 代表取締役                   |
| 取締役副社長        | 岸 下 義 弘   | —                                    |
| 取締役専務         | 水 野 孝 治   | —                                    |
| 取締役常務         | 中 川 強     | —                                    |
| 取 締 役         | 五十嵐 博 明   | —                                    |
| 取 締 役         | 長 富 一 勲   | 長富一勲公認会計士事務所 所長                      |
| 取 締 役         | 阿 部 世 志 夫 | —                                    |
| 取 締 役         | 阿 波 加 恭 広 | —                                    |
| 常 勤 監 査 役     | 川 田 昭 雄   | —                                    |
| 監 査 役         | 木 村 正 明   | 木村正明税理士事務所 所長<br>株式会社木村経営会計事務所 代表取締役 |
| 監 査 役         | 林 衛       | ほくほく債権回収株式会社 取締役                     |

- (注) 1. 取締役五十嵐博明氏及び長富一勲氏は、社外取締役であります。
2. 取締役五十嵐博明氏は、株式会社サプラならびに日本海ガス絆ホールディングス株式会社の経営に携わり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3. 取締役長富一勲氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 常勤監査役川田昭雄氏、監査役木村正明氏、監査役林衛氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 常勤監査役川田昭雄氏は、株式会社富山銀行の専務取締役、監査役を歴任するなど企業経営に直接関与した経験のほか、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役木村正明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役林衛氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役五十嵐博明氏、取締役長富一勲氏、監査役川田昭雄氏、監査役木村正明氏及び監査役林衛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

<方針等の内容>

- (イ) 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう考慮するとともに、経営環境等も考慮し決定する。
- (ロ) 全取締役に対し、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら決定する。
- (ハ) 個人別報酬額の決定は、株主総会にて決定された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長に委任する。

なお、取締役会が代表取締役社長蛭谷貴に対し各取締役の個人別報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 支給人数        | 報酬等の額                   |
|------------------|-------------|-------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(2名)  | 127,507千円<br>(6,000千円)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名)  | 9,600千円<br>(9,600千円)    |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 12名<br>(5名) | 137,107千円<br>(15,600千円) |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第36回定時株主総会において、年額500,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

3. 監査役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第36回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

| 区分  | 社外役員の氏名 | 重要な兼職先                              | 重要な兼職先と当社との関係      |
|-----|---------|-------------------------------------|--------------------|
| 取締役 | 五十嵐 博 明 | —                                   | —                  |
| 取締役 | 長 富 一 勲 | 長富一勲公認会計士事務所 所長                     | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| 監査役 | 川 田 昭 雄 | —                                   | —                  |
| 監査役 | 木 村 正 明 | 木村正明税理士事務所 所長<br>(株)木村経営会計事務所 代表取締役 | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| 監査役 | 林 衛     | ほくほく債権回収(株) 取締役                     | 重要な取引その他の関係はありません。 |

②当事業年度における主な活動状況

| 社外役員の氏名 | 地位        | 出席回数<br>取締役会（上段）<br>監査役会（下段） | 主な発言の状況及び社外取締役に<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                          |
|---------|-----------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 五十嵐 博 明 | 社 外 取 締 役 | 14回/14回<br>-回/-回             | 企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 長 富 一 勲 | 社 外 取 締 役 | 14回/14回<br>-回/-回             | 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 川 田 昭 雄 | 社 外 監 査 役 | 14回/14回<br>13回/13回           | 長年にわたる銀行経営者としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。                 |
| 木 村 正 明 | 社 外 監 査 役 | 14回/14回<br>13回/13回           | 税理士としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。                         |
| 林 衛     | 社 外 監 査 役 | 14回/14回<br>13回/13回           | 弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。                         |

③責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 21,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査内容等を確認し、報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。



## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、「国際社会の中で社員一人一人の自己の成長と企業の安定、発展をはかり感謝と誠意をもって顧客へサービスを提供し社会に貢献しつづける。」という経営理念のもと、企業が永続的に発展するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものであると考えております。

このため、株主をはじめ、取引先、従業員、地域社会といった各ステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しており、当該認識のもと、当社全体の内部統制及びリスク管理を徹底することにより、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めることを基本方針としております。

当該基本方針に基づいた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及び維持向上を図る。
- (ロ) 取締役及び使用人は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、会社に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努める。
- (ハ) 取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為やコンプライアンスに違反する事態を招くおそれを認識した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ速やかに通報する。
- (ニ) コンプライアンスに関する相談または不正行為等については、匿名で相談・申告できる内部通報制度を設けることにより、実効性を高める。
- (ホ) 法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄の組織である内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施する。
- (ヘ) 財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用等を行う体制を整備する。
- (ト) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、会社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とし、反社会的勢力と関わりを持たないよう、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、役員に周知徹底する。

## ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (ロ) 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

## ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 役職員は、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減および移転その他必要な措置を事前に講じる。
- (ロ) 事業活動に係るリスク管理体制の基本方針や体制を定めた「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の構築、運用を行う。
- (ハ) 「リスクマネジメント規程」に基づき、被害の拡大の防止と十分な対策・広報体制の整備を図る。

## ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行う。
- (ロ) 業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他の関連規程に基づき、役職員の職務分担、権限を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

## ⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 「関係会社管理規程」を定め、当社グループ各社の業務の執行にあたっては、経営成績及び営業活動並びにリスク管理等の報告体制について明確に定め、当社グループにおける業務の適正な運用を確保する。
- (ロ) 「関係会社管理規程」に基づき、「コンプライアンス規程」、「リスクマネジメント規程」を子会社に適用することで、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制の整備を図る。
- (ハ) 当社グループのガバナンスに関して、当社の役職者が当社グループ会社の取締役または監査役に就任し、当社グループの業務の適正性を監視し、営業活動の効率化を図る。
- (ニ) 内部監査室は、当社グループに対し内部監査を行い、業務の適正性を検証し、その結果を代表取締役へ報告する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (イ) 監査役からの求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、職務を補助すべき使用人を置く。
- (ロ) 監査役より職務の補助の要請を受けた使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- (ハ) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得る。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (イ) 監査役は、取締役会及びその他の重要な社内会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる。
- (ロ) 役職員は、重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知したときには、速やかに監査役に報告する。
- (ハ) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と意見交換や情報交換を行い、緊密な連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。
- (ロ) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換や情報交換を行い、相互認識と信頼関係を確保する。
- (ハ) 監査役がその職務の執行のために必要と認められる費用の前払い等の請求をしたときは、所定の手続きのうえ会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の施策及び規程等に従って、具体的な取り組みを行うとともに、業務の適正を確保するための体制の運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時実施しております。

経営管理部において、コンプライアンスへの理解を深め健全な職務執行を行う環境を維持・向上するために、コンプライアンス、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に関する教育を実施しております。

内部監査室は、社内各部署及び当社グループが法令、定款、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な統制が図られているかを書類の閲覧、質問及び実地調査により確認しております。

また、内部監査室は、適宜複数の部署及び当社グループに対して内部監査を実施し、内部監査報告書を作成し、当社代表取締役宛に報告を行っております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。今後の配当政策につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元の実施を基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営体質の強化と事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 3,083,926 | 流動負債 | 1,405,045 |
| 現金及び預金 | 2,213,403 | 支払手形 | 21,166 |
| 受取手形 | 21,175 | 電子記録債務 | 310,948 |
| 売掛金 | 741,955 | 買掛金 | 376,706 |
| 仕掛品 | 45,581 | 短期借入金 | 166,000 |
| 原材料 | 4,389 | 1年内返済予定の長期借入金 | 231,508 |
| その他 | 57,420 | 未払金 | 73,210 |
| 固定資産 | 1,687,291 | 未払費用 | 52,968 |
| 有形固定資産 | 478,452 | 賞与引当金 | 20,000 |
| 建物 | 183,047 | その他 | 152,536 |
| 構築物 | 17,299 | 固定負債 | 169,288 |
| 器具及び備品 | 32,167 | 長期借入金 | 161,008 |
| 土地 | 245,938 | その他 | 8,280 |
| 無形固定資産 | 427,221 | 負債合計 | 1,574,334 |
| ソフトウェア | 69,696 | (純資産の部) | |
| のれん | 357,415 | 株主資本 | 3,179,056 |
| その他 | 108 | 資本金 | 513,680 |
| 投資その他の資産 | 781,617 | 資本剰余金 | 463,680 |
| 投資有価証券 | 581,625 | 利益剰余金 | 2,401,782 |
| 関係会社株式 | 30,000 | 自己株式 | △200,086 |
| 関係会社出資金 | 3,762 | その他の包括利益累計額 | 14,077 |
| 敷金 | 34,183 | その他有価証券評価差額金 | 14,077 |
| 繰延税金資産 | 76,691 | 新株予約権 | 3,750 |
| その他 | 55,355 | 純資産合計 | 3,196,883 |
| 資産合計 | 4,771,218 | 負債純資産合計 | 4,771,218 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-----------|
| 売上高 | 6,117,062 |
| 売上原価 | 4,772,942 |
| 売上総利益 | 1,344,120 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,110,337 |
| 営業利益 | 233,782 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 32 |
| 受取配当金 | 4,772 |
| 投資事業組合運用益 | 6,726 |
| 為替差益 | 7,060 |
| 助成金の収入 | 33,086 |
| その他 | 2,292 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 833 |
| その他 | 100 |
| 経常利益 | 933 |
| 特別損失 | |
| 減損損失 | 180,830 |
| 臨時休業等による損失 | 3,331 |
| 税金等調整前当期純利益 | 286,820 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 76,048 |
| 法人税等調整額 | △35,999 |
| 当期純利益 | 102,658 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 62,610 |
| | 62,610 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | 株主資本合計 |
|---------------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | |
| 当 期 首 残 高 | 513,680 | 463,680 | 2,456,883 | △200,086 | 3,234,157 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △117,711 | | △117,711 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 62,610 | | 62,610 |
| 株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | △55,100 | - | △55,100 |
| 当 期 末 残 高 | 513,680 | 463,680 | 2,401,782 | △200,086 | 3,179,056 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 18,518 | 18,518 | 3,750 | 3,256,425 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △117,711 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | 62,610 |
| 株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 変 動 額 (純 額) | △4,441 | △4,441 | | △4,441 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △4,441 | △4,441 | - | △59,542 |
| 当 期 末 残 高 | 14,077 | 14,077 | 3,750 | 3,196,883 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社に関する事項

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 連結子会社の数 | 2社 |
| 主要な連結子会社の名称 | (株)ニューフォリア (株)ジャム・コミュニケーションズ |

② 非連結子会社に関する事項

| | |
|--------------|--|
| 主要な非連結子会社の名称 | 大連愛都碼科技有限公司 |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は、小規模会社で、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純利益及び利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ジャム・コミュニケーションズの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 重要な会計方針に関する事項

[重要な資産の評価基準及び評価方法]

① 有価証券

| | |
|-------------------|--|
| 関係会社株式及び関係会社出資金 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。 |

- | | | |
|---|-------------------|---|
| ② | デリバティブ | 時価法 |
| ③ | 棚卸資産 当社及び連結子会社 | 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

[重要な減価償却資産の減価償却の方法]

- | | | |
|---|--------|---|
| ① | 有形固定資産 | 定額法を採用しております。 なお、耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。 |
| ② | 無形固定資産 | 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 のれん…20年 自社利用目的のソフトウェア…5年（社内における利用可能期間） 市場販売目的のソフトウェア…3年 |

[重要な引当金の計上基準]

- | | | |
|---|-------|---|
| ① | 賞与引当金 | 従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。 |
|---|-------|---|

[収益及び費用の計上基準]

当社グループは、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを主な事業とし、これらのサービスについては、成果物が顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断していることから、通常は成果物が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。取引の対価は、履行義務充足後、概ね3ヵ月以内に回収しており、重大な金利要素は含まれておりません。

[その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
|---|-----------|---------------|

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及的に適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

〔時価の算定に関する会計基準〕（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを展開しております。

流通小売業各社では、新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症という。）の影響により、本感染症対策及び政府自治体等の要請をうけ、感染防止の観点から密を避けるべく広告や集客活動を制限しており、今後も本感染症が収束し経済活動が回復するまでの間、当社グループの売上高、営業利益等は減少する可能性があります。

当社グループでは、本感染症による影響について、主に次のような仮定を置いております。なお、以下の記載は、現在の状況及び入手可能な情報に基づき合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、本感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

・ 広告市場

各流通小売業において、2023年3月期までは、2022年3月期水準の感染抑止、感染拡大防止策が実施される結果、2022年3月期水準の広告需要となり、2024年3月期からワクチンや治療薬の効果により本感染症以前の経済状態にゆるやかに戻っていく。

・ システム開発、ITサービス市場

IT化やDX化のニーズは引き続き高まっており、本感染症による影響を強く受けた業界を除き、今後も本感染症以前の需要が見込まれる。

上記の仮定を踏まえ、会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

| | |
|--------|-----------|
| のれん | 357,415千円 |
| ソフトウェア | 69,696千円 |
| 繰延税金資産 | 76,691千円 |

のれん

のれんについては、当社は、統合型販促支援事業の強化を目的として、過年度に株式会社ニューフォリアを取得して子会社としており、発生したのれんを無形固定資産として計上しています。

当社は、のれんの評価に当たり、発生したのれんを取得した子会社の超過収益力として認識しており、当該子会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候を把握するに当たっては、取得時に見込んだ損益見通しの達成状況や、主として本感染症の収束状況及びシステム開発需要の変化による売上高への影響並びに人員計画に基づく人件費等の見積りによる影響を考慮した将来計画をもとに超過収益力の毀損の有無を判定しております。また、減損の兆候がある場合には、のれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローを利用して減損損失の認識を判定しております。

ソフトウェア

ソフトウェアについては、当社は、自社利用のソフトウェアについて、ソフトウェアの利用により将来の収益獲得が確実と認められるという要件が満たされるか否かを判断し、無形固定資産として計上しています。

当社は、ソフトウェアの評価に当たり、ソフトウェアに関連する顧客へのサービスの性質ごとに資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候を把握するに当たっては、取得時に見込んだ損益見通しの達成状況や、主として本感染症の収束状況及び翌期以降の受注見込みによる売上高への影響を考慮した将来計画をもとに減損の兆候の有無を判定しております。また、減損の兆候がある場合には、ソフトウェアの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローを利用して減損損失の認識を判定しております。さらに、減損損失の測定においては、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額として、固定資産の帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上しております。使用価値は将来計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの現在価値として算定しております。

繰延税金資産

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来計画等に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び一時差異等のスケジューリング結果により判断しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 402,802千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 13,520,000株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|----------|--------------|----------------|-----------------|
| 2021年 6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 58,855千円 | 4円50銭 | 2021年 3月31日 | 2021年 6月30日 |
| 2021年 11月12日 取締役会 | 普通株式 | 58,855千円 | 4円50銭 | 2021年 9月30日 | 2021年 12月10日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月28日開催の第43回定時株主総会において議案として付議する予定であります。

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金 の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|-------|------------|--------------|----------------|----------------|
| 2022年 6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 71,934千円 | 5円50銭 | 2022年 3月31日 | 2022年 6月29日 |

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 250,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金および設備投資資金であり、長期借入金については、原則として固定金利契約とすることにより、金利変動リスクに対処しております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動をヘッジするために利用し、投機目的の取引は行わない方針としております。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規定に従って行っており、またデリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために信用度の高い銀行のみを取引相手としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「③投資有価証券」に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------|----------------|---------|------|
| ① 受取手形 | 21,175 | 21,175 | － |
| ② 売掛金 | 741,955 | 741,955 | － |
| ③ 投資有価証券 | 201,581 | 201,581 | － |
| ④ 支払手形 | 21,166 | 21,166 | － |
| ⑤ 電子記録債務 | 310,948 | 310,948 | － |
| ⑥ 買掛金 | 376,706 | 376,706 | － |
| ⑦ 短期借入金 | 166,000 | 166,000 | － |
| ⑧ 未払金 | 73,210 | 73,210 | － |
| ⑨ 長期借入金 | 392,516 | 391,854 | △661 |

*長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①受取手形、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

④支払手形、⑤電子記録債務、⑥買掛金、⑦短期借入金、⑧未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「③投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-----------------------|-----------------|
| 投資有価証券 (非上場株式) | 195,358 |
| 投資有価証券 (投資事業組合等への出資金) | 184,685 |
| 関係会社株式 | 30,000 |
| 関係会社出資金 | 3,762 |

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、市場価格のない株式等として、時価開示の対象とはしておりません。

また、「投資有価証券 (投資事業組合等への出資金)」については時価算定会計基準適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項を注記しておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|------------------------|---------|------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 其他有価証券 株式 | 201,581 | — | — | 201,581 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|--------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 受取手形 | — | 21,175 | — | 21,175 |
| 売掛金 | — | 741,955 | — | 741,955 |
| 支払手形 | — | 21,166 | — | 21,166 |
| 電子記録債務 | — | 310,948 | — | 310,948 |
| 買掛金 | — | 376,706 | — | 376,706 |
| 短期借入金 | — | 166,000 | — | 166,000 |
| 未払金 | — | 73,210 | — | 73,210 |
| 長期借入金 | — | 392,516 | — | 392,516 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 報告セグメント | 合計 |
|---------------|-----------|-----------|
| | 統合型販促支援 | |
| 広告関係売上 | 5,709,188 | 5,709,188 |
| システム開発・保守関係売上 | 407,874 | 407,874 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 6,117,062 | 6,117,062 |
| その他の収益 | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 6,117,062 | 6,117,062 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを主な事業とし、これらのサービスについては、成果物が顧客に検取された時点において履行義務が充足されると判断していることから、通常は成果物が顧客に検取された時点で収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価額

当初に予定される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 244円 14銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円 79銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本連結注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 2,728,993 | 流動負債 | 883,487 |
| 現金及び預金 | 2,031,384 | 支払手形 | 21,166 |
| 受取手形 | 3,079 | 電子記録債務 | 310,948 |
| 売掛金 | 573,168 | 買掛金 | 345,468 |
| 仕掛品 | 30,327 | 未払金 | 64,415 |
| 原材料 | 4,389 | 未払費用 | 34,580 |
| その他 | 86,645 | 未払法人税等 | 2,741 |
| | | 賞与引当金 | 18,000 |
| | | その他 | 86,164 |
| 固定資産 | 1,719,051 | 固定負債 | 8,280 |
| 有形固定資産 | 467,148 | 資産除去債務 | 8,280 |
| 建物 | 176,284 | | |
| 構築物 | 15,905 | 負債合計 | 891,768 |
| 器具及び備品 | 29,271 | | |
| 土地 | 245,687 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 68,876 | 株主資本 | 3,538,449 |
| ソフトウェア | 68,767 | 資本金 | 513,680 |
| その他 | 108 | 資本剰余金 | 463,680 |
| 投資その他の資産 | 1,183,026 | 資本準備金 | 463,680 |
| 投資有価証券 | 581,625 | 利益剰余金 | 2,761,175 |
| 関係会社株式 | 471,484 | 利益準備金 | 12,500 |
| 関係会社出資金 | 3,762 | その他利益剰余金 | 2,748,675 |
| 敷金 | 29,605 | 繰越利益剰余金 | 2,748,675 |
| 繰延税金資産 | 47,059 | 自己株式 | △200,086 |
| その他 | 49,490 | 評価・換算差額等 | 14,077 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 14,077 |
| 資産合計 | 4,448,045 | 新株予約権 | 3,750 |
| | | 純資産合計 | 3,556,276 |
| | | 負債純資産合計 | 4,448,045 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 5,420,045 |
| 売 上 原 価 | | 4,215,376 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,204,668 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 973,906 |
| 営 業 利 益 | | 230,761 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 30 | |
| 受 取 配 当 金 | 4,771 | |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益 | 6,726 | |
| 為 替 差 益 | 7,060 | |
| そ の 他 益 | 1,275 | 19,864 |
| 経 常 利 益 | | 250,625 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 142,097 | 142,097 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 108,528 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 56,246 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 42,313 | 98,559 |
| 当 期 純 利 益 | | 9,968 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-----------------------------|-------------|----------|-----------|--------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 513,680 | 463,680 | 463,680 | 12,500 | 2,856,418 | 2,868,918 | △200,086 | 3,646,191 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △117,711 | △117,711 | | △117,711 | |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 9,968 | 9,968 | | 9,968 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | - | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | △107,742 | △107,742 | - | △107,742 | |
| 当 期 末 残 高 | 513,680 | 463,680 | 463,680 | 12,500 | 2,748,675 | 2,761,175 | △200,086 | 3,538,449 | |

| | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|--------------|------------|----------------|-------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評 価 差 額 | ・ 換 算 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 18,518 | | 18,518 | 3,750 | 3,668,460 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △117,711 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 9,968 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △4,441 | | △4,441 | | △4,441 |
| 当期変動額合計 | △4,441 | | △4,441 | - | △112,183 |
| 当 期 末 残 高 | 14,077 | | 14,077 | 3,750 | 3,556,276 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 仕掛品

主として個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを主な事業とし、これらのサービスについては、成果物が顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断していることから、通常は成果物が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。取引の対価は、履行義務充足後、概ね3ヵ月以内に回収しており、重大な金利要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及的に適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

当社は、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを展開しております。

流通小売業各社では、新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症という。）の影響により、本感染症対策及び政府自治体等の要請を受け、感染防止の観点から密を避けるべく広告や集客活動を制限しており、今後も本感染症が収束し経済活動が回復するまでの間、当社の売上高、営業利益等は減少する可能性があります。

当社では、本感染症による影響について、主に次のような仮定を置いております。なお、以下の記載は、現在の状況及び入手可能な情報に基づき合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、本感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

・ 広告市場

各流通小売業において、2023年3月期までは、2022年3月期水準の感染抑止、感染拡大防止策が実施される結果、2022年3月期水準の広告需要となり、2024年3月期からワクチンや治療薬の効果により本感染症以前の経済状態にゆるやかに戻っていく。

・ システム開発、ITサービス市場

IT化やDX化のニーズは引き続き高まっており、本感染症による影響を強く受けた業界を除き、今後も本感染症以前の需要が見込まれる。

上記の仮定を踏まえ、会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

| | |
|--------|-----------|
| 関係会社株式 | 471,484千円 |
| ソフトウェア | 68,767千円 |
| 繰延税金資産 | 47,059千円 |

関係会社株式

当社は、統合型販促支援事業の強化を目的として、過年度に株式会社ニューフォリアを取得して関係会社としております。

当社は、関係会社株式の評価に当たり、実質価額と取得原価を比較し、減損処理の要否を判定しております。また、関係会社の取得時に超過収益力を反映して1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で株式を取得しており、関係会社株式の評価に使用する実質価額に超過収益力を反映しております。さらに、実質価額に反映する超過収益力の毀損の有無については、関係会社の取得時に見込んだ損益見通しの達成状況や、主として本感染症の収束状況及び主要顧客との取引状況等の変化による売上高への影響並びに人員計画に基づく人件費等の見積りによる影響を考慮した将来計画をもとに判定しております。

ソフトウェア

ソフトウェアについては、当社は、自社利用のソフトウェアについて、ソフトウェアの利用により将来の収益獲得が確実と認められるという要件が満たされるか否かを判断し、無形固定資産として計上しています。

当社は、ソフトウェアの評価に当たり、ソフトウェアに関連する顧客へのサービスの性質ごとに資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候を把握するに当たっては、取得時に見込んだ損益見通しの達成状況や、主として本感染症の収束状況及び翌期以降の受注見込みによる売上高への影響を考慮した将来計画をもとに減損の兆候の有無を判定しております。また、減損の兆候がある場合には、ソフトウェアの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローを利用して減損損失の認識を判定しております。さらに、減損損失の測定においては、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額として、固定資産の帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上しております。使用価値は将来計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの現在価値として算定しております。

繰延税金資産

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来計画等に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び一時差異等のスケジューリング結果により判断しております。

貸借対照表に関する注記

| | | |
|-----------------------------------|---------|----|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 360,522 | 千円 |
| 2. 保証債務 | | |
| 以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 | | |
| (株)ニューフォリア | 481,716 | 千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | | |
| 短期金銭債権 | 50,000 | 千円 |
| 短期金銭債務 | 9,692 | 千円 |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

169,994 千円

営業取引以外の取引による取引高

－ 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

440,991 株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税等、未払費用、関係会社株式、関係会社出資金、固定資産であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 または氏名 | 議決権等の 所有（被所有）割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末 残高 |
|-----|-----------------|---------------------|---------------|--------------------------------------|----------|-----|----------|
| 子会社 | 大連愛都碼 科技有限公司 | 所有 直接 100.00% | 役員の兼任 | 業務委託 (注1) | 27,468 | 未払金 | 2,180 |
| 子会社 | 株ニューフォリア | 所有 直接 100.00% | 役員の兼任 | 業務委託(注1) ソフトウェア 開発業務委託 (注1) | 139,153 | 買掛金 | 7,511 |
| | | | | － | － | | |
| | | | | 債務保証 (注2) | 481,716 | － | － |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託に係る取引については、市場価格等を勘案し、大連愛都碼科技有限公司又は株ニューフォリアより提示された金額を基礎として、毎期交渉の上、決定しております。

(注2) 債務保証は、銀行借入金に対して行っております。なお保証料は受領しておりません。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)重要な会計方針に関する事項[収益及び費用の計上基準]に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|-------------|----------|
| 1 株当たり純資産額 | 271円 62銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 0円 76銭 |

後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本個別注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社アйдママーケティングコミュニケーション

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 (印)
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 五 十 嵐 忠 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アйдママーケティングコミュニケーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アйдママーケティングコミュニケーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社アйдママーケティングコミュニケーション

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 五 十 嵐 忠 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アйдママーケティングコミュニケーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社アйдママーケティングコミュニケーション
監査役会

常勤監査役 川 田 昭 雄 ㊟

監 査 役 木 村 正 明 ㊟

監 査 役 林 衛 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当社は、2022年4月をもちまして創業45周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援によるものと心より感謝申し上げます。

第43期の期末配当につきましては、以下のとおり、当社の配当方針に基づき当期の業績等を勘案したうえで、普通配当4円50銭に創業45周年記念配当1円を加え、1株につき5円50銭とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円50銭（普通配当4円50銭、創業45周年記念配当1円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、71,934,550円となります。

これにより、中間配当金（1株につき4円50銭）を含めました年間配当金は、1株につき10円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|--|------------|
| 1 | えびたに たかし 蛭谷 貴 (1953年4月1日) | 1977年4月 アイドマ創業 1979年4月 株式会社アイドマ（現 当社）設立 代表取締役社長（現任） 2006年1月 大連愛都碼科技有限公司董事長（現任） 2009年3月 株式会社シュリンプバレー代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社シュリンプバレー 代表取締役 | 2,851,800株 |
| 2 | きしした よしひろ 岸 下 義 弘 (1960年11月8日) | 1985年4月 新日本証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)入社 1997年4月 新日本証券株式会社(現 みずほ証券株式会社) ロンドン現地法人 2010年4月 みずほ証券株式会社 高松支店長 2012年4月 みずほ証券株式会社 執行役員 2013年4月 みずほ証券株式会社 執行役員 兼 PB部長 2015年4月 みずほ証券株式会社 執行役員 東日本法人担当 2016年4月 みずほ証券株式会社 常務執行役員 法人担当 2019年4月 株式会社日本投資環境研究所 常務執行役員 2021年4月 当社入社 2021年4月 当社顧問 2021年6月 当社取締役副社長（現任） | 一株 |
| 3 | みずの たかほる 水 野 孝 治 (1967年6月1日) | 1991年4月 株式会社ダイエー入社 1998年7月 当社入社 2007年6月 当社取締役 2010年11月 当社常務取締役 2021年6月 当社取締役専務（現任） | 43,500株 |
| 4 | なか がわ つよし 中 川 強 (1972年7月7日) | 1993年4月 木林会計事務所入所 1999年11月 当社入社 2006年1月 大連愛都碼科技有限公司董事（現任） 2009年6月 当社取締役 2017年3月 当社取締役常務（現任） | 52,100株 |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の 株式数 |
|-----------|--|--|----------------|
| 5 | い が ら し ひろ あき 五十嵐博明 (1954年2月17日) | 1972年4月 日本海ガス株式会社入社 2009年3月 同社常務取締役エネルギーソリューション 本部長 2012年3月 同社専務取締役エネルギーソリューション 本部長 2014年3月 同社取締役 2014年3月 株式会社サプラ代表取締役社長 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2018年1月 日本海ガス絆ホールディングス株式会社取締役 2020年3月 株式会社サプラ代表取締役会長 2021年3月 株式会社サプラ相談役 | 6,000株 |
| 6 | なが とみ かず のり 長 富 一 勲 (1978年4月3日) | 2005年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人ト ーマツ)入所 2009年9月 公認会計士登録 2011年4月 株式会社AGSコンサルティング入社 2014年7月 長富一勲公認会計士事務所開設(現任) 2017年6月 当社社外取締役(現任) | 18,700株 |
| 7 | あ べ よ し お 夫 阿部世志夫 (1961年10月31日) | 1981年7月 松下電子応用機器株式会社(現 パナソニッ ク株式会社)入社 1989年6月 株式会社カンセキ入社 1993年3月 株式会社ユウゼンイノベーション 代表取締役 2014年11月 当社入社 2016年6月 当社システム部長 2021年6月 当社取締役(現任) | 2,700株 |
| 8 | あ わ か やす ひろ 阿波加恭広 (1971年2月12日) | 1995年4月 日商岩井メカトロニクス株式会社(現 双日 マシナリー)入社 1999年11月 株式会社ピーシーデポコーポレーション 入社 2013年9月 シーディーエスアイ株式会社(現 RGFエグ ゼクティブサーチジャパン) 入社 2018年1月 当社入社 2018年1月 当社社長室長 2018年5月 当社経営企画室長 2021年6月 当社取締役(現任) | 4,400株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者蛭谷貴氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。また、当社の大株主である株式会社シーンプラレは、同氏の子会社等に該当します。同氏の子会社等における地位および担当は、上記表中の「略歴、当社における地位及び担当」に含めて記載しております。
3. (1) 蛭谷貴氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者として豊富な経営経験と知見を有しており、広範かつ高度な視野からの経営全般に対する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
- (2) 岸下義弘氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり大手証券会社において金融市場における市場営業、戦略企画及びM&Aなどの幅広い業務に携わるなど、豊富な経験及び高い能力・識見を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
- (3) 水野孝治氏を取締役候補者とした理由は、当社の営業担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
- (4) 中川強氏を取締役候補者とした理由は、当社の経営管理担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
- (5) 阿部世志夫氏を取締役候補者とした理由は、企業経営者及び当社のシステム統括者として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
- (6) 阿波加恭広氏を取締役候補者とした理由は、商社、流通小売、経営・人事コンサルタント業務等において豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
4. 五十嵐博明氏及び長富一勲氏は、社外取締役候補者であります。
5. 五十嵐博明氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する監督機能やコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
6. 長富一勲氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する監督機能やコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
7. 五十嵐博明氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年、長富一勲氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
8. 当社は、五十嵐博明氏及び長富一勲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|--|------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削除） |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| (新設) | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> |
| (新設) | <p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> |
| (新設) | <p>第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

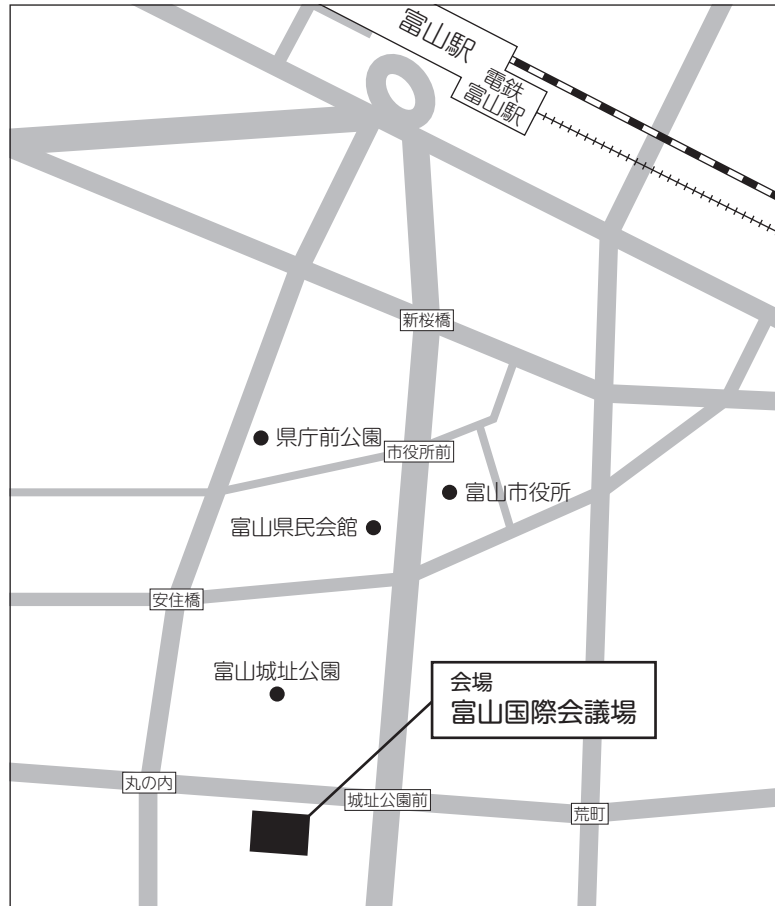
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：富山県富山市大手町1番2号

富山国際会議場 2階 多目的会議室

TEL 076-424-5931



交通・富山駅より城址大通りを南へ徒歩約15分

- ・富山駅より市内電車「環状線」で約7分、国際会議場前下車
- ・富山空港より車で約15分
- ・北陸自動車道・富山インターより車で約10分

駐車場 富山国際会議場の地下駐車場をご利用ください。

※車両のサイズ制限は、[高さ2.1m×奥行き5m×幅1.8m] です。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。